

市内遺跡発掘調査報告書

～西富田地区編～

埼玉県本庄市教育委員会

市内遺跡発掘調査報告書

～西富田地区編～

埼玉県本庄市教育委員会



社具路遺跡第10地点出土土器

序 文

本庄市の埋蔵文化財調査報告書も、ここに第22集を発刊する運びとなりました。バブル経済の崩壊以降、発掘ブームも沈静化したように思われましたが、依然として大規模な開発が浮上し、調査員は心の休まるところのない状態であります。

緊急の発掘調査におわれながら、整理作業をへて、報告書の刊行。そして、市民のみなさま方に、その成果を公表することを、まず第一の目標としているところでございますが、今回の報告書のように、専門的な遺跡範囲の確定作業もまた、埋蔵文化財を守る上で重要な業務の一つであります。

近年では本庄市におきましても行政改革がはじめられ、文化財保護係は数少ない体制の中で苦慮しております。今後、文化財の保護と活用には、なお一層の努力と各担当のもてる技量を發揮しなければなりませんが、市民の文化遺産を将来へ残すことを目指に、職員ともども乗り切って参りたいと存じます。

最後に、日頃よりご指導とご教示を賜っています、埼玉県教育局生涯学習部文化財保護課の皆様をはじめ、各種調査に際して格別のご理解とご協力をいただきました、作業員のみなさま方に対しまして、心からお礼申しあげます。

平成9年3月10日

本庄市教育委員会
教育長 塩原 晓

例　　言

- 1、本書は、昭和58年度より実施している文化庁国庫補助事業の市内遺跡発掘調査にかかる成果の一端である。
- 2、今回の報告は、対象とする本庄市内の各遺跡の内、市街地西南部に所在する大字西富田及び旧大字西富田地区（現栄3丁目）一帯を中心とする遺跡において、試掘、発掘調査等で得られた成果をまとめたものである。
- 3、本報告で調査した範囲内において、個人住宅等に伴う発掘調査に至る類例は発生しなかった。また、公共、民間の諸事業にかかる発掘調査は、原因者負担により実施されたため、主として試掘調査段階までの報告にとどまった。
- 4、本報告にかかる市内遺跡試掘調査は、社会教育課文化財保護係の増田一裕、太田博之、佐藤好司が分担した。
- 5、本報告書の執筆、編集は増田が担当した。
- 6、調査地平面図は座標もしくは本庄市道路台帳地図（1：500）を用いて、今後の整合性を図った。

目 次

序 文
例 言
目 次

遺跡の沿革.....	1
歴史地理的環境.....	2
1 地理的環境.....	2
2 歴史的環境.....	4
各地点の調査.....	7
1 社具路遺跡の調査.....	7
2 薬師元屋舗遺跡の調査.....	15
考 察.....	18
1 社具路遺跡北地区と薬師元屋舗遺跡の範囲について.....	18
2 社具路遺跡南地区と西富田本郷遺跡の範囲について.....	21
おわりに.....	24
写真図版	

図版目次

第1図 西富田周辺の遺跡分布図.....	1
第2図 本庄市周辺の歴史地理的環境.....	3
第3図 社具路遺跡第6地点試掘調査平面図.....	8
第4図 社具路遺跡第7地点試掘調査平面図.....	9
第5図 社具路遺跡第8地点試掘調査平面図.....	10
第6図 社具路遺跡第9地点試掘調査平面図.....	11
第7図 社具路遺跡第4地点・第10地点試掘調査平面図.....	12
第8図 社具路遺跡第10地点出土土器実測図.....	13
第9図 社具路遺跡第12地点試掘調査平面図.....	15
第10図 薬師元屋舗遺跡第2地点試掘調査平面図.....	16
第11図 薬師元屋舗遺跡第3地点試掘調査平面図.....	17
第12図 薬師元屋舗遺跡周辺の微細地形図.....	19
第13図 西富田本郷遺跡と社具路遺跡南地区的古代集落範囲.....	21
第14図 西富田周辺の古代集落群分布図.....	22

I 遺跡の沿革

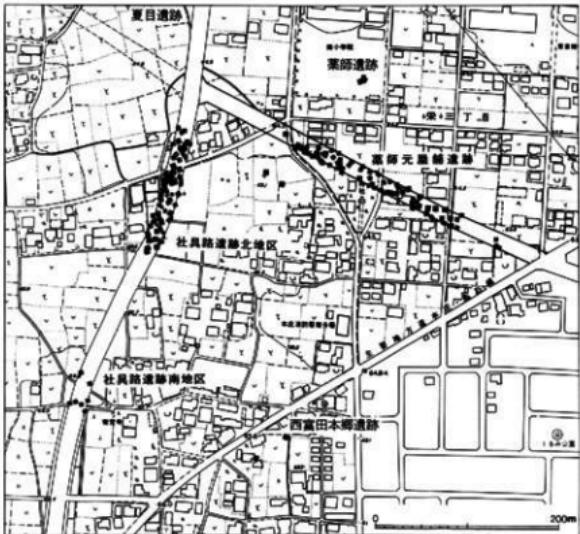
大字西富田地区及び旧大字西富田地区周辺の遺跡は、085号～093号及び157号遺跡までが一つの大きなまとまりとして、把握することが可能である。これらはいずれも古墳時代から奈良・平安時代にかかる住居遺構を中心に分布し、複数の古代集落が存在するものと予測される。

西富田周辺の遺跡は、昭和30より発掘調査が実施された二本松遺跡や西富田遺跡（夏目遺跡）によって、初期カマドの存在が注目された（小沢1957、他）。近年では、布留式型の壇などが多く確認されており、遺跡の重要度は別の視点で注目されはじめている（坂野1988）。

昭和30年代の諸調査以降、市街地の西部で農耕地が広がる本地区周辺は、久しく開発行為が停滞していた。しかし、国道462号線、南大通り線の建設が昭和50年代以降よりたてづけに実施され、店舗やいわゆるミニ開発が多発する結果となった。

先ほども述べたように、遺跡の重要度の観点から埼玉県教育委員会では、西富田遺跡を県選定重要遺跡として指定され、その周辺も同様に重要な資料を提供している。したがって、本庄市教育委員会では昭和50年代の後半より、各種の調査を実施し、その保存に努めてきた経緯がある。その結果、社具路遺跡として把握されている範囲では、12カ所に及ぶ諸調査が行われることとなった（付図）。本地域における開発行為の増加を反映している。

本報告では、すでに発掘調査報告書の刊行が終了したものも含め、遺跡の範囲を限定する資料として提示することを目的にまとめた。



第1図 西富田周辺の遺跡分布図

II 歴史地理的環境

1 地理的環境

埼玉県の県庁所在地である浦和市は、南関東地方に属するが、埼玉県北西部に位置する本庄市は、北関東地方に含まれる。

これを反映するように、群馬県高崎市へは鉄道で約20分の距離にあり、市域の北を流れる利根川をはさみ、北方には伊勢崎市が隣接する。

本庄市から遠望できる周囲の山々は、男体、赤城、榛名、浅間、妙義の野州、上州、信州の山々が美しい山並みをみせる。したがって、地理、経済圏、文化圏、風土、環境等は、群馬県南にはば等しい。本庄市をのせる埼玉県北西部の地理的条件は、南より、山地、丘陵、台地、低地の順に形成されている。南方の山地は、関東山地の北西部にあたり、上武山地と命名されている。ただし、市内には山地が存在しない。

同山地で埼玉・群馬両県境にあたる神流川の渓谷は、三波川結晶片岩が分布しており、地質学上、三波川帯の名で著名である。

台地に近接する山地の標高は500~300mを測り、各谷すじからは小山川、赤根川、金鑓川等の河川を生み出し、その水源地となっている。

山地の北東縁部は児玉丘陵と松久丘陵が北東方向に派生している。同丘陵と先の山地の間には、八王子・高崎構造線が西北から東南に走り、ほぼ150mの等高線上にそれは反映されている。丘陵の山地近くは第三紀層となり、ここから台地上に北東方向へ派生した生野山と浅見山（大久保山）は児玉丘陵一部を形成し、対する東には山崎山と諏訪山が平行状態でやはり台地上に派生している。これらは周辺の浸蝕により独立丘陵となった、残丘性丘陵である。この部分には高位段丘疊層が堆積し、多摩面に相当する。ただし、これに伴うべきローム層は形成されていない。

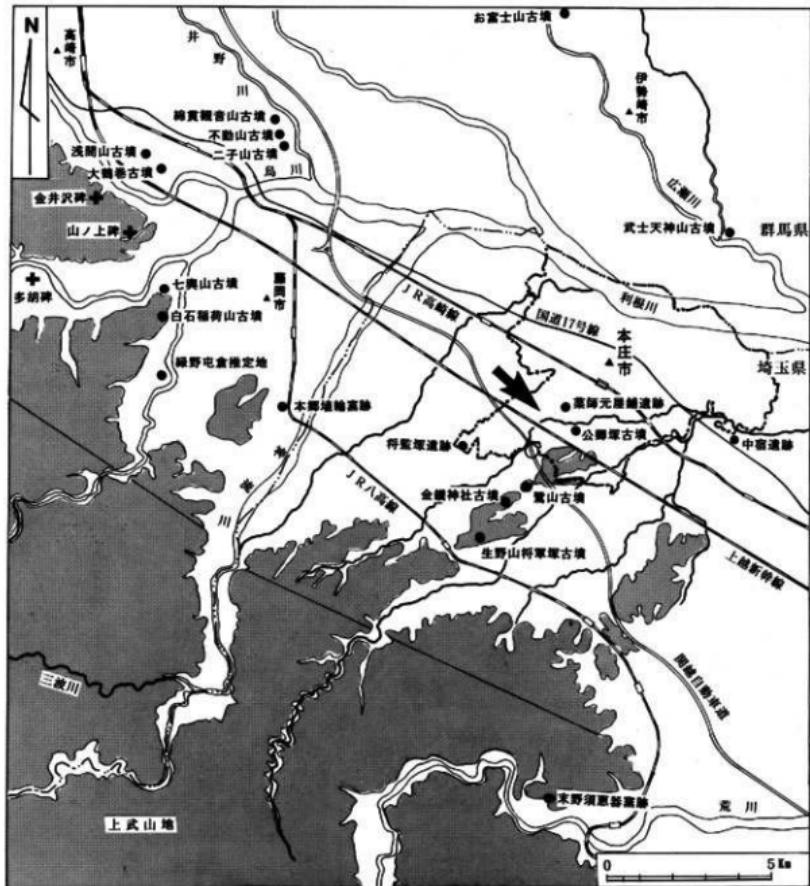
浅見山は市内に所在する唯一の丘陵である。なお、各丘陵の一部には武藏野面がみられる。この残丘性丘陵をのせる台地部は、上武山地に端をほっする神流川の堆積作用による扇状地性台地を長年にわたり形成した。その発達度は同河川の東側、すなわち埼玉県側で顕著である。これを本庄台地という。砂疊層の上位を被覆するロームは立川面に相当する。

本庄台地を形づくった扇状地性台地の扇頂部は、群馬県鬼石町浄法寺付近に求められ、標高は300m前後を数える。対する扇端部は児玉郡上里町神保原から本庄市の市街地北縁部を通過し、さらに東方の女堀川と小山川が合流する部分、すなわち大字東五十子付近まで追跡できる。この部分で台地と北縁の低地の接点は、比高差6~7m前後の崖を形成している。これを本庄段丘崖といふ。

崖上の標高は50~60mを測る。また、扇頂部から扇端部までの距離12kmに対して、その落差は240mを数える。

段丘崖下の北方一帯は、利根川、烏川の氾濫源で、妻沼低地の上流部にあたる。標高は40~50mを測り、氾濫による河川跡や自然堤防が、微低地や微高地として反映されており、後者は現集落の立地と重複する。

一方、台地上を流水する河川については、一級河川の女堀川と男堀川がそれぞれ平行するように東流しており、周辺の沖積化が著しい。また、西方の大字今井、大字西富田地区には、ある気象条件下的



第2図 本庄市周辺の歴史地理的環境

みに発生する湧水と野水の流路が観察される。地元ではこれを久城水（久上水）と呼ぶ。なお、本庄段丘崖下にはかつて泉が多く湧水した。その一つ、市街地北端の若泉の泉は、市民の憩いの場となっている。

台地上の地質学的な形成は、神流川による扇状地性堆積物を示す、砂疊層が各所で観察され、層厚は12m前後を測る。余談ではあるが、本庄市の上水道は低地面下約150m前後から取水している。これは東京湾の水面下にある。

砂疊層上にはローム層が被覆している。下位よりハードローム、板鼻褐色バミス、ソフトロームの順に堆積している。しかし、全層厚は1m前後と未発達で、黒色帯も観察されない。本地域のローム層は

大里ロームと命名されており、北関東の上部ロームに対比される。

市内に堆積するテフラの起源については、近隣の倉林後遺跡（児玉町）の調査において、浅間火山を給源とする産物である結果が報告されている。また、浅間、榛名両火山のテフラ降下範囲であることからも、市内に堆積するローム層が両火山に由来する可能性が濃厚である。ちなみに、大字西五十子地区の発掘調査にかかる土壤分析では、A Tが確認されている。

ローム層上位を覆う黒土層は、やはりテフラを中心とするが、鍵層として天明3年に大噴火をおこした浅間火山のテフラ、浅間Aバミスがある。

本庄市における考古学的遺物の包含層は、この黒土層とローム層であるが、後者を包含層とする旧石器の類例は、極めて少ない。

以上のごとく、本庄市は低地、台地、丘陵からなるが、埋蔵文化財すなわち、周知の遺跡はほぼ台地上に集中している。

2 歴史的環境

本庄市の地理・地質については前述したごとく、立川面に対比される台地面が、直接的な生活範囲として広がっている。したがって、人為遺物の上限も大里ロームの存在から、旧石器時代まで遡って紹介しなければならない。

日本で最初に旧石器が発見され発掘調査された、群馬県岩宿遺跡と本庄市の距離は、直線で約40kmを測る。近年本庄市においても同時代の遺物が増えつつあり、将来有望な遺跡の発見も期待される。

しかしながら、現状では古墳時代等の遺構発掘中に副次的の産物として出土、採集されているにとどまっている。類例としては小島石神境遺跡、西富田社具路遺跡、西五十子田端屋敷遺跡よりナイフ形石器を。古川端遺跡では細石刃、彫器が。三空山遺跡からは尖頭器、船底形石器。また、笠ヶ谷戸遺跡、将監塚遺跡においては、有舌尖頭器が出土している。遺物のみではあるが、多期にわたることを暗示しているといえよう。

今後の研究課題としては、本地域に広がる大里ロームと、これらが帰属すべき文化層の把握や、石器組成、分布範囲など多くの未解明な問題点が残されている。

縄文時代に入ると、近隣の大里郡岡部町北坂遺跡より微隆起線文土器が出土している。いわゆる草創期の遺物は、本庄市においても宥勝寺北裏遺跡で絡状体压痕文土器、爪形文土器が採集されており、同遺跡からは押形文土器も採集されている。

遺構の検出例としては、大字北共和の将監塚遺跡の発掘調査で、周辺では初の大規模な縄文時代集落跡が確認された。その後、市教育委員会の発掘調査により大字西富田の前田遺跡においても水田面下より住居址と土壙が確認され、立地条件の再検討を暗示している。なお、同時代に属する打製石斧は、各調査でたえず単独出土もしくは、採集されている。このことは、おそらく当時の採集環境の範囲などを反映しているものであろう。

つづく弥生時代の遺跡は極めて少ない。児玉郡内における弥生時代遺跡の分布は極めて偏在する。すなわち、丘陵部分の谷付近に集中し、谷水田の経営を示唆するような状態にある。台地面が大半を占める本庄市においては、立地条件の限定性があったかも知れない。

市内からは、浅見山（大久保山）と市立東中学校周辺の薬師堂遺跡より弥生式土器が出土している。

また、浅見山の北西麓に位置する山根遺跡より樽式期に所属する住居址が1軒発掘された。前者の遺跡は本庄段丘崖縁にあたるが、その北方には肥沃な氾濫源が広がる。

古墳時代の遺跡は、次の奈良・平安時代の遺跡とともに最も多く分布している。いわば、本庄市を代表する埋蔵文化財ともいえよう。

発掘調査の対象時期も、ほぼこの時期以降にかかることが多い。遺構の種類としては集落跡と古墳址に代表される。前者は昭和30年代における西富田二本松遺跡の発掘調査を契機として、以降小規模な発掘調査が実施されてきた。ちなみに、同遺跡は関東でも早く、和泉式期の段階で住居址内に造付けのカマドが導入されたことが確認され注目された。その後、同様な初期カマドの遺構は、多く確認されている。

前後するが、五領式期の遺跡は、現女堀川の中流域で、関越自動車道の本庄・児玉インター・エンジ周辺に集中している。児玉町後張遺跡、同町川越田遺跡、同町雷電下遺跡、本庄市下田遺跡、七色塚遺跡、久下東遺跡、社具路遺跡南地点等をあげることができる。

これらの分布範囲は、後の条里制遺構、すなわち農耕生産地（水田經營地）に直接関連する地域に接しており、また、弥生時代遺跡の分布範囲を拡大した状態を示す点で、両時代は密接な関係を暗示しているように考えられる。ただし、五領式期の前半に資料的欠落があり、時間的な連続性には未だ問題を残している。

和泉式期に入ると、注目すべき遺跡の出現と増加の在り方を示すようになる。和泉Ⅰ式期に属する遺跡には夏目遺跡、九反田遺跡、後張遺跡、古川端遺跡等が見られるが、現状ではさほど多くはない。しかし、和泉Ⅱ式期の段階に入ると、大字西富田地区と本庄段丘崖付近を中心に、急激に集落跡が多く出現する。同時期はまた、先ほどもふれたように、住居址内に造付けのカマドが採用される時期もある。また、土器も須恵器の模倣品や、大形甌の出現などを見、なんらかの社会的な変化が発生したことを暗示している。さらに、古墳葬制が首長墓に採用され、定着化する段階もある。本地域における和泉Ⅰ式期の段階は、古墳時代における一つの画期が出現したことを物語っている。

鬼高式期に所属する遺跡は極めて多い。同式期Ⅰ式期前半にあたる住居址は、西富田新田遺跡、夏目遺跡、薬師元屋舎遺跡（仮称南大通り線内遺跡）、下田遺跡、七色塚遺跡等で検出されており、夏目遺跡第51号住居址のカマド内からは、祭祀に使用された可能性が伺われる珍しい三連小塔が出土している。また、カマド製作時に袖に白玉を埋納する儀式が行われた模様で、滑石製の玉類出土の類例が多い。

薬師元屋舎遺跡第24号住居址からは、鉄製のU字形鍵先が出土している。鬼高Ⅲ式期の資料は少ない。しかし、土師器編年作業の進展とともに、細分化が進行しつつある。なお、下田遺跡の第2次調査で第51号住居址から銅芯で厚みのある銀メッキをほどこした耳環が出土している。

この時期を代表する葬制、すなわち古墳は市内においても多く造営され、かつては200基以上存在した模様である。しかし残念ながら現在では盛土を残すものは10基に満たなくなってしまった。これらの内、八幡山古墳、135・136・137号古墳は市指定文化財として保存されている。近年の古式古墳研究の成果においても指摘されているように、埼玉県内でも児玉郡内には多くの古式古墳が集中している。本庄市内では浅見山の前山2号墳、大字東富田の公卿塚古墳址、旭・小島古墳群の三塹山古墳、八幡山古墳等をあげることができる。

これらは、いずれも和泉式期に帰属する。この内、公卿塚古墳址からは格子目状叩き具の痕跡を残す特殊な円筒埴輪が出土しており注目される。また、三塹山古墳周辺からは、B種ヨコハケ調整の円筒埴輪が確認されている。この種の円筒埴輪を保有する古墳址は、近年市内各所で増加しつつある。なお、

三塹山古墳は直径70m弱と巨大な円墳で、旭・小島古墳群の盟主級古墳であることを暗示している。ちなみに、八幡山古墳からは箱式石棺が検出されている。

古墳より出土した形象埴輪の数は、年々増加しつつある。古くは江戸時代よりその出土が記録されているが、旭・小島古墳群において多くの類例を見る。小島御手長山古墳からは人物、家形埴輪。石神境古墳より人物、馬形、家形埴輪がセットで出土。帆立貝式の三塹山7号墳では馬形埴輪。三塹山8号墳においては多量の人物埴輪が検出された。また、市街地の関根古墳址においては、井戸掘削工事中の排土より採集された破片をもとにみごとな女子人物埴輪が復原されている。

これら形象埴輪を多く出土する旭・小島古墳群は、かつて数100基ほど存在したものと推定されるが、現在小島西土地区画整理事業に伴う諸調査により、その実態が解明されつつある。なお、当該事業地外にあたる下野堂地区南西部には、全長60m前後を測る前方後円墳、下野堂二子塚古墳が存在した。

市内における古墳群は、市街地東側に所在する塙合古墳群が約80基前後で構成されている。また、近年の大規模発掘調査により約60基前後を保有する西五十子古墳群が新たに確認されたまた、近年では東五十子古墳群の実態も明らかになりつつある。その他、鶴森古墳群、大久保山古墳群、東富田古墳群、北原古墳群などがあげられる。以上の古墳群や群集墳が盛行したのは5世紀末～7世紀代にかけてである。なかでも、旭・小島古墳群や塙合古墳群は、その内部主体の大半が当地域に特徴的ないわゆる模様積み、あるいは角閃石安山岩を用いた横穴式石室である。中でも下野堂の山本1号墳は、市内最後の横穴式石室と推定される。なお、西五十子古墳群と東五十子古墳群は、5世紀末～6世紀にかけて築造されたもので、その大半は木簡直葬し推定される。

およそ飛鳥時代から奈良・平安時代にかかる真間・国分式期の遺跡は、分布調査によってかなり確認されている。ただし、実際に遺構や遺物のセット関係が、把握可能が資料が増加してきたのは、最近の各種調査によるところが大きい。

市内で大規模発掘調査が実施された、共栄の将監塚遺跡では掘立柱建物を中心に特殊な集落構造が確認され、浅見山に分布する諸遺跡は早稲田大学による継続的な発掘調査により、その全容が解明されつつある。この時代の集落は、「倭名類聚抄」に記録を残す郷の所在と密接な関連を示すことは十分示唆される。しかし、考古学上の遺構や遺物の中に、郡郷制の痕跡を求めるることは困難である。ただ、今回の報告対象地である西富田地区からはこの解答を得ることのできる遺物が偶然発見された。それは薬師元屋舗遺跡第51号住居址より出土した「武藏国兜玉郡草田郷戸主大田部身万呂」銘文紡錘車である。おそらく、草田郷の範囲は西富田の古代集落遺跡群とその周辺を包括する広域な地域を占めるのであろう。中・近世にかかる遺跡を前提に発掘調査された類例は少ない。原始・古代を対象にした発掘調査中に副次的に検出される場合が多い。特に、近世墓の発掘例は増加しある。こうした中で、本庄城址の発掘調査は数少ない中世を対象とした発掘となったが、堀跡が確認されたにとどまる。

III 各地点の調査

1 社具路遺跡の調査

埼玉県地図によると、社具路遺跡は53-093と53-157の2カ所にまたがる。集落遺跡としての両者は、後に社具路遺跡南地区と社具路遺跡北地区に分離している。この両地区にかかる諸調査は現在まで12件に達している。これらの中には、すでに本報告が完了している部分もあるが、遺跡全体の規模、性格、範囲を把握し、将来の保存への指針を得る上でも整理しておく必要があるので概略紹介する（付図）。

社具路遺跡第1・2地点

所在地 大字西富田字社具路、字新田東地区

調査期間 昭和55年度～昭和56年度

調査面積 約9,000m²

大字西富田地区を南北に縦走する国道462号線（金鑽大通り線）の建設事業に先立ち、昭和55年度より発掘調査が本庄市教育委員会によって実施された（本庄市1985、1987、他）。

第1地点（社具路遺跡南地区）は字社具路663-2番地を中心に分布する。五領式期から、和泉式期にかかる住居址が9軒発掘されている。

第2地点（社具路遺跡北地区）は字金鑽、字新田東地区を中心に分布する。両者の間は微低地が介在する。鬼高式期から国分式期にかかる住居址が約74数軒ほど検出されている。

社具路遺跡第3地点

所在地 大字西富田字金鑽420-1番地

調査期間 昭和57年1月～4月

調査面積 約1,200m²

国道462号線の開通により、周辺では民間の各種開発が急増した。本地点は店舗経営に先だつ、事前の協議より昭和57年度に発掘調査が実施された。先の社具路遺跡第2地点に隣接する。

事業予定地の内、構造物が建築される部分を対象に発掘調査は実施され、駐車場等は地下に直接影響を及ぼさないことが判明したので、現状保存の状態にある。鬼高式期から国分式期にかかる住居址が14件検出されている（本庄市1986）。

社具路遺跡第4地点

所在地 大字西富田字金鑽409-1番地

調査期間 昭和59年度

調査面積 約40m²

本地点は開発行為を前提とした調査ではない。当時近隣の市道南大通り線建設に先立つ発掘調査（薬師元屋舎遺跡）を実施していたが、社具路遺跡との関連性、遺跡の範囲を明確化する資料を得る目的から、渡辺芳次郎氏の畠地を対象に実施したものである（本庄市1993）。

トレンチは南北2本設定し、北側を第1トレンチ、南は第2トレンチと命名した。前者からは遺構が

確認されなかつたが、後者では住居址1軒を検出した。土器は細片であったため時期推定は躊躇するが、鬼高式の古い段階かと推定される。剣形石製模造品が出土している。なお、本調査地東方の敷地にコンクリート塀を造る際に、多量の焼土と土器が出土したという聞き込みが得られている。おそらく、住居址が存在したものと考えられる。

以上の点から、第4地点の試掘調査にかかる成果は、薬師元屋舎遺跡と社具路遺跡が一連の集落跡であることが判明した。

社具路遺跡第5地点

所在地 大字西富田字新田東712,他

調査期間 昭和59年度

調査面積 約1,440m²

南大通り線建設に先立つ試掘調査を市単独予算で実施した。南小学校脇通り（市道7229号線）と国道462号線の間にあたる。国道側に接する3差路付近は、かつて第2地点の調査時に、河道跡が確認されており、本地点においてもその一部と砂礫層の堆積が確認されたものの、遺構や遺物は皆無であった。したがって、本遺跡の北限を把握することができた。なお、本地点は当初南大通り線内遺跡に包括。

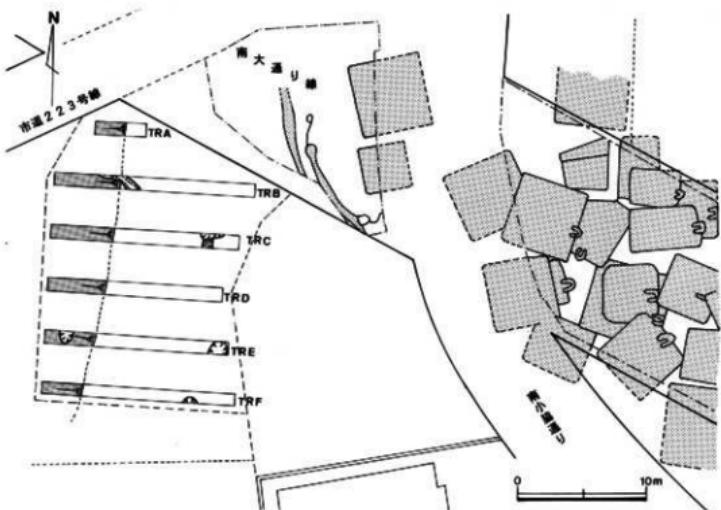
社具路遺跡第6地点

所在地 大字西富田字金鑓409-8番地

調査期間 平成4年4月24日～4月30日

調査面積 約330m²

第4地点に接する地点で、専用住宅建設にかかる協議が提出された。平成4年度の国庫補助事業とし



第3図 社具路遺跡第6地点試掘調査平面図

て試掘調査を実施した。

近隣の薬師元屋舗遺跡で住居址が検出されているため、トレンチを東西に6本設定し、精査した。しかし、遺構は皆無で、西に傾斜する谷津状の自然地形が観察されたにとどまる。周辺の状況から、この付近が小規模な入江状地形を呈し、住居の立地環境にそぐわない部分であることが判明した。

社具路遺跡第7地点

所在地 大字西富田字金鑄426-1,字屋敷間431-1番地

調査期間 平成2年9月3日～9月6日

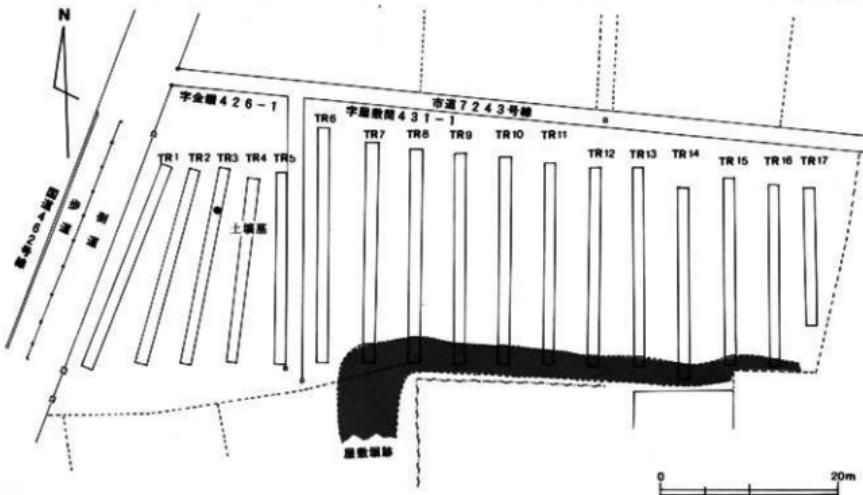
調査面積 約1,788m²

国道462号線の東に隣接する地区で店舗建設にかかる協議が提出された。平成2年度に国庫補助事業の一環として試掘調査を実施した。

事業予定面積が比較的広いため、トレンチを南北に17本設定した。土層はかなりしまった粘土質土が堆積している。遺構は皆無に等しい。ただし、第3トレンチより土壙墓と考えられる浅い堀込みが検出され、内部より洪武通宝が出土している。また、南辺では堀跡が検出された。その内部からはビニルのゴミが出ており、近年に埋没したことを指示している。

ところで、本地点は試掘調査前より微低地であることが判明しており、聞き込み調査では野水により冠水する地域であることが判明していた。試掘調査の結果もこれを裏付けるように、住居址等はまったく確認されなかった。また、南辺で検出された堀跡は、かつて南側の大塚豊三郎氏宅を取り巻く屋敷堀の一部であることが判明した。

本調査により、社具路遺跡北地点の集落の南限が判明した。



第4図 社具路遺跡第7地点試掘調査平面図

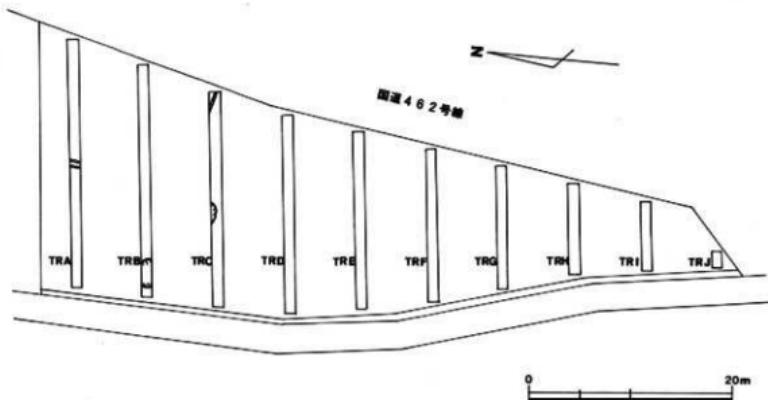
社具路遺跡第8地点

所在地 大字西富田字659-1,2,660-1,661

調査期間 平成4年11月2日～11月10日

調査面積 約1,243m²

本遺跡の南地区にあたり、国道462号線と主要地方道本庄・鬼石線が交差する付近の字西浦659-1,2,660-1番地を中心に、店舗建設の協議が発生したため、平成4年度に国庫補助事業として試掘調査を実施した。東西にトレーナーを10本設定し開掘したが、現代の溝、時期不明の溝と土壤が若干検出されたにとどまる。周辺は水田地帯であり、地形も低地にあたることから、集落跡の南限界を示唆している。



第5図 社具路遺跡第8地点試掘調査平面図

社具路遺跡第9地点

所在地 大字西富田字社具路688-1,2番地

調査期間 平成6年5月13日～5月24日

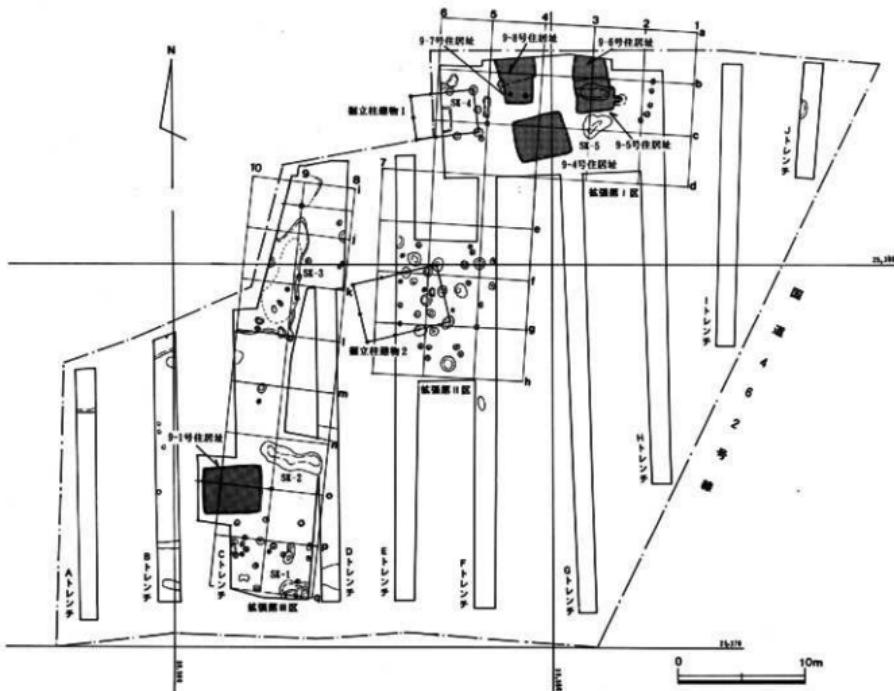
調査面積 約2,060m²

第2地点に隣接する国道462号線の西側で、ガソリンスタンド建設にかかる協議が提出された。本地域は第7地点の西方にあたるため、遺跡の南西限界かと思われたが、地表面は微低地を呈していないことなどから、事前に平成6年度の国庫補助事業として試掘調査を実施することとなった。

トレーナーは南北に10本設定した。土質は粘土層であったが、多数のピット群や土壤、それに予測外の住居址が北辺を中心に6軒検出された。

その後の協議の結果、当該地区において事業が実施されることとなったので、平成6年11月21日から12月22日まで発掘調査を実施した。発掘は、遺構が確認された部分のみ拡大して行なった。その結果、掘立柱建物2軒、土壙墓、溝状遺構が検出された。住居址はいずれも国分式期に帰属するものであった（本庄市遺跡調査会1996）。

本地点の諸調査により、社具路遺跡北地点における南西部の限界が判明した。



第6図 社具路遺跡第9地点試掘調査平面図

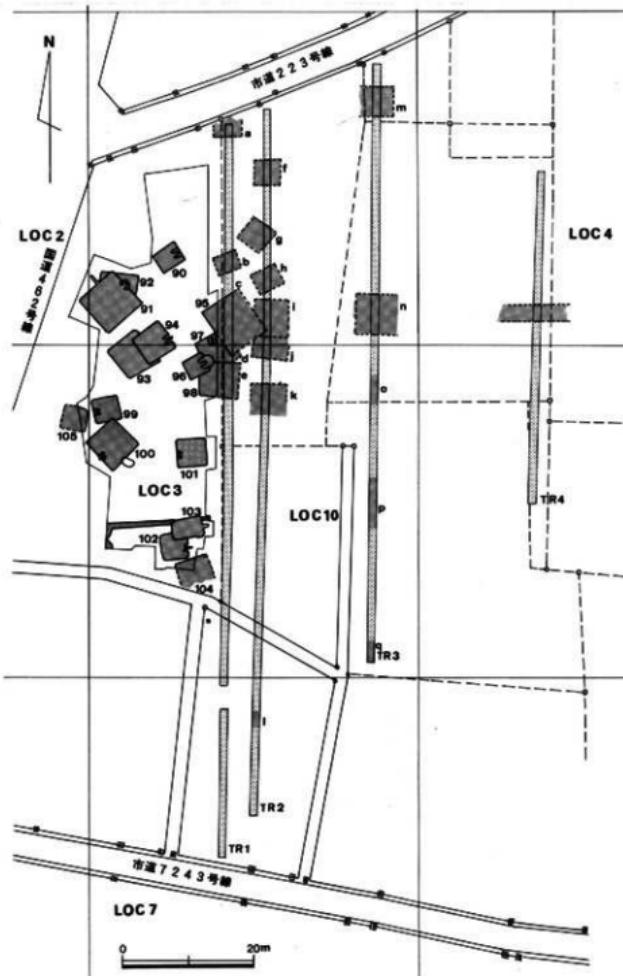
社具路遺跡第10地点

所在 地 大字西富田字金鑽409-3,412,415-1,417,418,番地

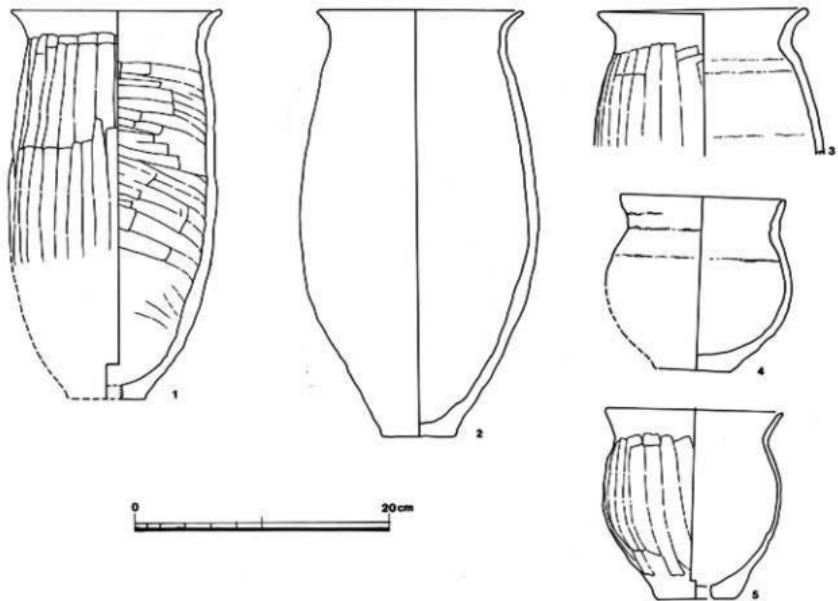
調査期間 平成6年8月17日～8月31日

調査面積 約5,000m²

第3地点と第4地点の間に広がる畠地を対象に、店舗の駐車場造成にかかる協議が提出された。本地域はすでに周辺の諸調査資料により、遺構、遺物が包含されている可能性は極めて濃厚であった。



第7図 社具路遺跡第3地点・第10地点平面図



第8図 社具路遺跡第10地点出土土器実測図

社具路遺跡第10地点第2トレンチ出土土器観察表（単位cm）

番号	器種	法量	特徴
1	長胴壺	口径 16.4 器高 30.7	胎土；白色粒子、石英、褐鉄粒、角閃石、砂粒。整形；胴部外面縦へラ削り、胴部内面横へラナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成；普通。残存量；底部1/2と胴部下半分欠損。No 2。
2	長胴壺	口径 16.3 器高 33.8	胎土；白色粒子、石英、褐鉄粒、角閃石、砂粒。整形；胴部外面下半斜めへラ削りでノッキング痕顯著、胴部内面横へラオサエとナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成；普通、胴部外面スス付着。残存量；完形。No 9。
3	長胴壺	口径 16.3 器高 11.5以上	胎土；白色粒子、石英、褐鉄粒、角閃石、砂粒。整形；胴部外面縦へラ削り、胴部内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成；普通。残存量；1/3。No 6。
4	小壺	口径 13.0 器高 13.8	胎土；白色粒子、石英、褐鉄粒、角閃石、砂粒。整形；胴部外面ヘラ削り後ナデ、胴部内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成；普通。残存量；ほぼ完形。No 8。
5	小壺	口径 13.9 器高 14.9	胎土；白色粒子、石英、褐鉄粒、角閃石、砂粒。整形；胴部外面縦へラ削り、胴部内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成；普通、底部内面スス付着。残存量；ほぼ完形。No 4。

平成6年度に国庫補助事業として、試掘調査を実施した。南北に長大なトレンチを3本設定した。その結果、ほぼ全域に住居址や土器等の遺物が包含されていることが判明した。確認された住居址は17軒で古墳～平安時代に帰属する。いずれも地表面下約60cmで確認されたが、設計上、現地表上にそのままアスファルト舗装をする程度の工程であったので、地下に影響を及ぼすおそれがないことから、発掘調査は実施せず、現状保存の措置を講じた。

なお、西側のトレンチにおいては、第3地点で検出された住居址の延長上が確認された。また、中央のトレンチではカマド付近とおぼしき部分にあたり、完形の土師器が出土した（第8図）。これらは取り上げ保存している。鬼高II式期後半に所属する。

社具路遺跡第11地点

所在地 大字西富田字屋敷間452番地
調査期間 平成6年8月17日～8月31日
調査面積 約50m²

北地点と南地点の間に所在する。駐車場建設の協議が提出されたので、平成6年度の国庫補助事業して試掘調査を実施した。ただし、この地点はもとより周知の遺跡の範囲内ではなく、しかも事前に低地であることが判明していたが、南北の遺跡の関係を把握する上で、あえて試掘調査を実行した。

東西1本のトレンチを設定し、約1mまで開掘したが、粘土、砂利等の自然堆積のみで遺構、遺物は皆無であった。

本地点の調査の結果、社具路遺跡南地点と同北地点はやはり分離されることが判明した。

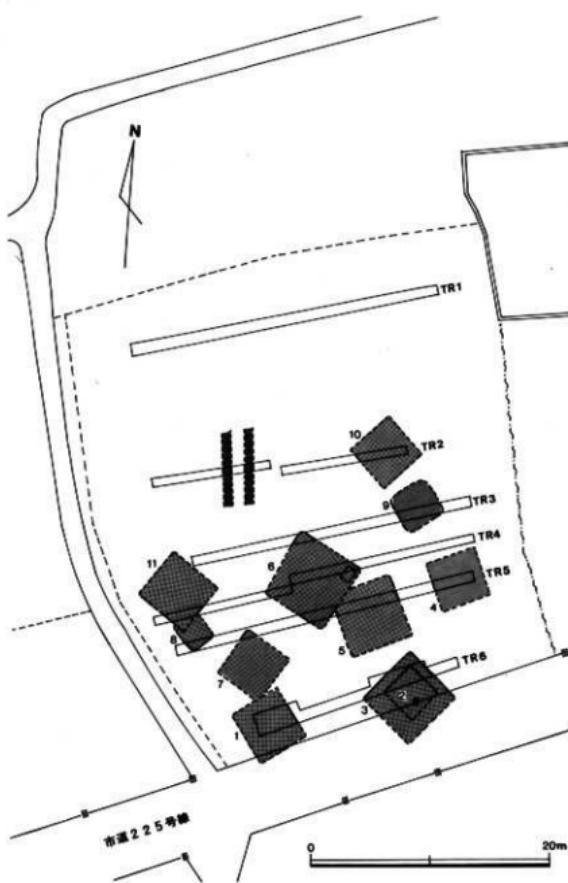
社具路遺跡第12地点

所在地 大字西富田字新田東704-1番地
調査期間 平成8年3月25日～4月17日
調査面積 約1,000m²

国道462号線と市道225号線が交差する西側で、いわゆるミニ宅地造成が予定され、協議が行われた。平成7年度及び平成8年度国庫補助事業の一環として、試掘調査を実施した。

東西に6本のトレンチを設定した。その結果、南側よりにおいて住居址が11件検出された。いずれも鬼高式期を中心とするもので、遺構の深度は40～80cmを数えた。遺構面は良質のローム面上に埋込まれている。

なお、本地点は造成にあたり盛土されることが判明したので、地下に影響を及ぼすおそれがないため現状保存し、発掘調査は実施しないこととなった。



第9図 社具路遺跡第12地点試掘調査平面図

2 薬師元屋舗遺跡の調査

本遺跡は、埼玉県遺跡地図に登録された53-086号遺跡に該当する。主な発掘調査は遺跡の中心部を横断する市道南大通り線建設事業に先立つ、市単独費用によるもので、昭和59年度より6カ年を要した。すでに調査報告書は刊行済みであるが、当初事業名称を遺跡名として、「南大通り線内遺跡」の仮称のまま報告した経緯がある。すなわち、南大通り線は市街地南域を広域に横断する路線であり、この区間が全域遺跡であると誤解をまねくような遺跡名称であるため、後日発掘調査を実施した小字をもとに、「薬師元屋舗遺跡」と命名した。

本遺跡の範囲は、事実上北方の市立南小学校校庭に所在する薬師遺跡や、その西方で、前述した社具

路遺跡北地区と一体となった、連綿とした大遺跡の一角をなしていることは明白である。薬師遺跡は昭和33年に南小学校の建設に伴い、ごく小規模な発掘調査が実施された（本庄市1976）。南大通り線の建設以降周辺での開発行為も顕著になったことはいうまでもない。

薬師元屋舗遺跡第1地点

所在地 栄3丁目2~5番（旧大字西富田、大字東富田地区）

調査期間 昭和59年~平成元年

調査面積 約5,100m²

当初「南大通り線内遺跡」として報告書にまとめたとおり、幅員16mの大規模なトレンチともいえる発掘調査を行った結果、古墳時代から平安時代にわたる住居址110軒を検出するに至った。特に平安時代の第51号住居址から発見された「武藏国児玉郡草田郷戸主大田部身万呂」と線刻した銘文防錐車は、周辺が『倭名類聚抄』高山寺本に記録を残す草田郷の範囲を示唆する史料として注目された。また、大田部の姓を持つ人物がいたことも、周辺地域の古代を分析する上で、貴重な発見となった。

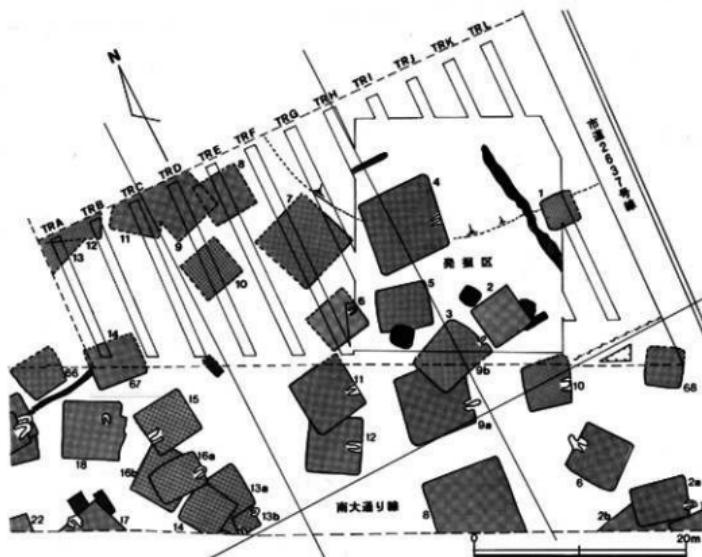
薬師元屋舗遺跡第2地点

所在地 栄3丁目5番4号（旧大字西富田字薬師392-1番地）

調査期間 平成4年4月7日~4月23日

調査面積 約1,193m²

西富田金鑄神社の北で、南大通り線の北隣する地区に、店舗建設の協議がもちあがった。第1地点で



第10図 薬師元屋舗遺跡第2地点試掘調査平面図

検出された住居址の延長上にあることは明白であったので、平成4年度国庫補助事業として試掘調査を実施した。トレンチを12本南北に設定した。その結果、13軒の住居址と土壙1基を確認した。時期は古墳時代から平安時代にわたる。出土遺物には土器師、須恵器片をコンテナ1箱分採集した。

なお、本地点はその後、事業が実施されることになり、同年度に構造物が建設される部分の住居址6件を対象に発掘調査を実施した。その他の部分については、包蔵部分に直接影響をおよぼさないことが判明したので現状保存されている（本庄市遺跡調査会1994）。

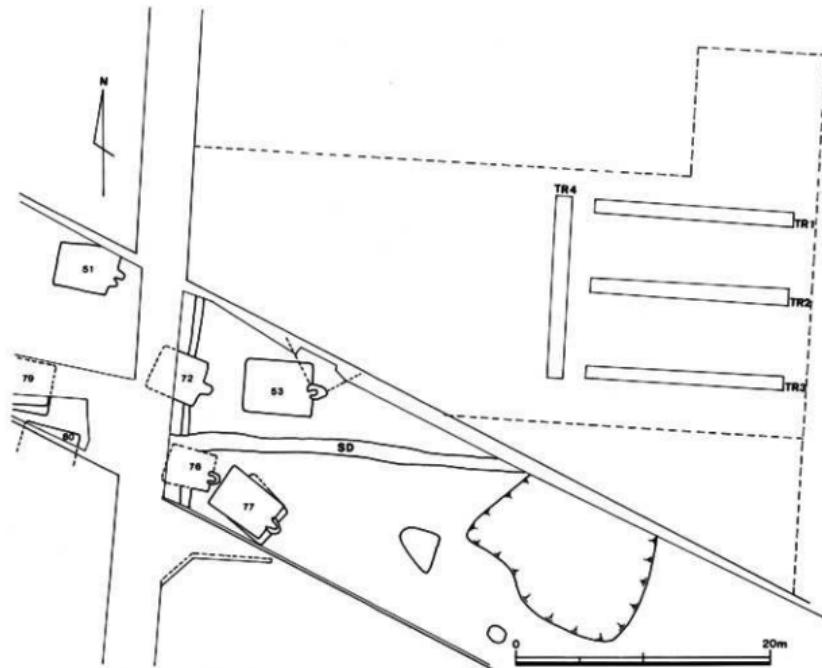
薬師元屋舗遺跡第3地点

所在地 栄3丁目2番23号（旧大字東富田字元屋舗573-1番地）

調査期間 平成7年5月25日～5月26日

調査面積 約1,000m²

南大通り線の北隣地でマンション建設の協議が発生した。当該地は南大通り線内の発掘調査において、攪乱が顕著な地区であったが、平成7年度国庫補助事業として試掘調査を実施した。トレンチは東西に4本設定し、開掘には重機を使用した。結果は約1m前後でローム層に達したが、遺構、遺物は皆無であった。



第11図 薬師元屋舗遺跡第3地点試掘調査平面図

IV 考 察

1. 社具路遺跡北地区と薬師元屋舗遺跡の範囲について

社具路遺跡と薬師元屋舗遺跡にかかる各種調査の結果、遺跡の範囲をかなり限定することが可能となった。

遺跡の性格は、主として古代集落跡にあたるが、縦横無尽に走る時期不明の溝状遺構の存在も、今後の研究課題ではあるが、ここでは、平安時代に児玉郡草田郷の一部ともなり、さらに、この郷を形成する前身となった奈良時代、古墳時代集落の変遷を追跡することは、本庄の古代史を研究する上でも重要な指針を与えるものと解される。また、当該地域における埋蔵文化財保存のための範囲を確定する上でも意義のある作業といえよう。

かつて、両遺跡を対象とした古代集落跡の範囲推定に関する考察については、本庄市埋蔵文化財調査報告第9集（本庄市1993）でふれたが、ここでは、最新の調査成果をもとに再度言及し、古代集落遺跡の範囲等についてまとめてみる。

今回の諸調査によっても、社具路遺跡北地区と薬師元屋舗遺跡は一連の古代集落跡として把握できた。また、薬師遺跡もこれらに包括されるものである。ただし、薬師元屋舗遺跡と薬師遺跡の範囲内には、すでに民家等が密集している状況であることから、個々の限界を把握するには至っていない。

こうした資料的制約の中で、類推することは危険ではあるが、集落立地を反映するであろう微地形の観察を導入し、以下の範囲を予測することが可能である。

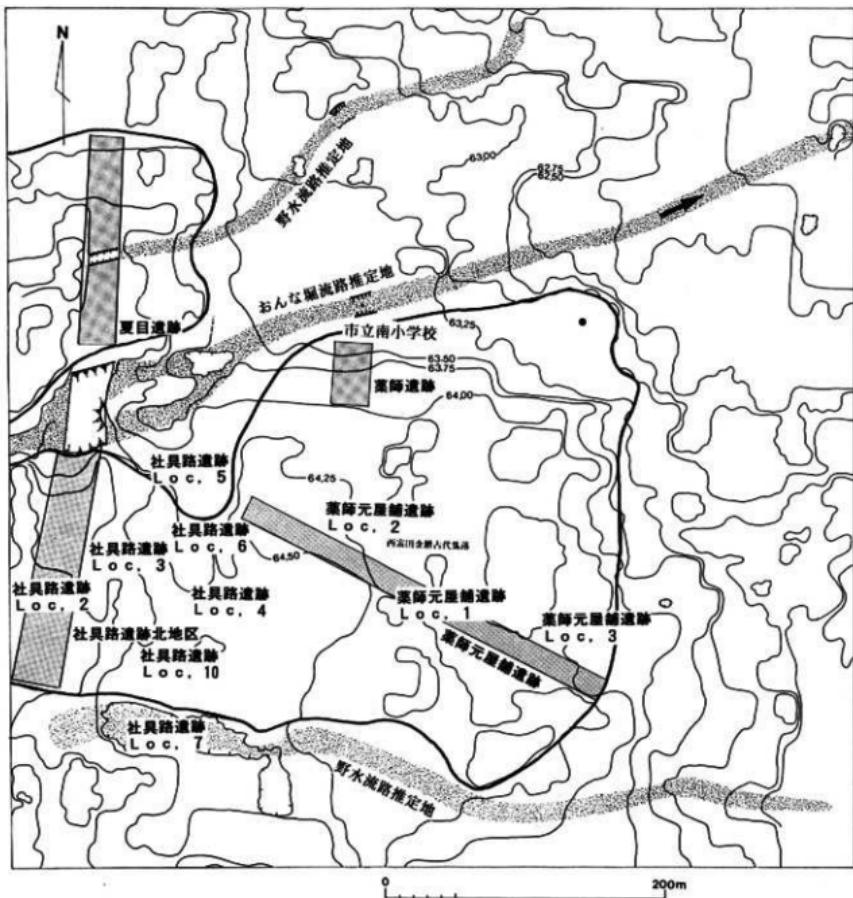
薬師元屋舗遺跡（仮称南大通り線内遺跡）の発掘調査期間中に、周辺の詳細地形にかかる資料を得る目的から、航空測量を委託した経緯がある（第12図）。同図は1:500の精度で、補助センターを25cmまでとして実施したものである。現状は先ほども指摘したように市街化がかなり進行した地域で、自然地形は著しく改変されているものと考えられた。しかし、等高線の密集度をもとに、旧微高地や微低地の復原が可能な状態にあったことは幸いである。

同図の等高線を観察すると、全体におよそ北西から南東方向へ円弧を描く状態で描かれている。これは薬師元屋舗遺跡などをのせる本庄台地が、神流川の堆積作用によって形成された扇状地性台地であることを反映しているためである。

個々の等高線は一様に広がるものではなく、濃淡が明瞭である。この内、北半分の地形は大きく湾曲する谷状地形が観察される。特に国道462号線と市道南大通り線が交差する東側においては、凹地形と二又に別れる谷が63.75mと64.00mの等高線に反映されている。同交差点の部分からは国道462号線（金鑽大通り線）の建設にかかる発掘調査時に、大規模な河道路跡が検出されており、同遺構に関連する地形であることは明白である。

この河道路跡については、地方文書の中に「女堀」「雌濠」などの名前で記録にとどめる堀の一部と推定されている。現在社具路遺跡や薬師元屋舗遺跡の南方を流水する建設省一級河川「女堀川」の名称と分離する必要があるので、本河道路跡の名称は「おんな堀」と命名する。

「おんな堀」は児玉郡神川町の元阿保付近の神流川より同郡上里町の南側を通過し、本庄市に至る堀跡で、一部は自然の窪みや野水の流路を利用した人工の河川と推定されている。その掘削時期や造営集



第12図 薬師元里跡周辺の微細地形図

団については定説を見ないが、少なくとも奈良・平安時代から中世の間に事業は実施されたものと考えられている。すなわち、その流路ぞいは平安時代末期に旧児玉郡域を掌握し抬頭した児玉党と密接な関連性があるのではないかと類推されている。

ところで、国道462号線と南北通り線が交差する部分で検出された河道跡は、東東北方向に流下する。その延長上に位置する市立南小学校の校舎新築に伴う立ち会い調査では、幅6m前後の大溝を確認した。ここをさらに流下すると、標高63.25mから62.25mの等高線が著しい谷状地形を呈しており、この部分を南北に通過する市道2637号線に立つと、見かけ上でも低くなっているのが観察される。これらの地形は

先ほどの河道の延長上がどこに至るかを指示しているものと解される。

社具路遺跡北地区を通過する河道路の北には、夏目遺跡が立地している（本庄市1985）。この河道路の存在によって両遺跡が分離されることには十分示唆される。

さて、河道路の存在が周辺遺跡を画する上で、ネックとなることが指示される。これの南側一帯は、比較的平坦な微高地が河川道路の流路方向と平行する状態で広がる。この微高地上に分布する社具路遺跡北地区、薬師元屋舗遺跡、薬師遺跡からは、多数の住居址が検出されている。3遺跡における住居址の消長は、おおまかではあるが併行している。したがって、時期的にも地理的にも3遺跡はひとまとまりを持つ古代集落跡である蓋然性は大きくなってきた。これを「西富田金鑄古代集落跡」と呼称する。本古代集落跡の北限は上述した河道路と推定されるが、南限については社具路遺跡第7地点の試掘調査において把握することができた。この部分は微細地形図においても凹地状を明瞭に示しており、聞き込み調査では湧水及び野水の流路となっていた模様で、微低地は東方方向にのびる。これをさらに東方に追跡すると、市道南大通り線と主要地方道本庄・鬼石線（児玉新道）が交差する南側において、標高63,50mから63,00mの等高線が谷状地形を描いており、この地形が古代集落の南限自体を指示しているものと推定される。

東限については、薬師元屋舗遺跡の東南端で検出された第81号住居址をもって、その限界を暗示しているものと解される。すなわち、同住居址の東側は戦前の水田面が確認されており、かつては低地であったことを物語っている。この地点の北側で、栄3丁目8番に所在する工場の敷地内からは、真間式期の住居址がかつて確認されており、同地区と前述した薬師元屋舗遺跡第81号住居址を結んだ線上が東限界にあたるものと類推される。また、同線上を走る標高63,00mから62,50m及び64,00mから63,25mの等高線は、東側において密集しており、比較的急傾斜を呈していることから、この線上が本古代集落をのせる微高地の東側末端にあたることを示している。

最後に西端は試掘調査、発掘調査等においても確認していないので不明瞭ではあるが、唯一昭和42年調整本庄市白地図に、その限界を暗示している。すなわち、周辺は社具路遺跡北地区の一端をなすが、同遺跡の西側は標高65,00mの等高線が大字今井字富田境345番地付近において南北に微低地を形成している。この部分は最初に記した「おんな堀」旧河道に流水する野水が湧水する地点（富田境湧水地）で、この部分の東側にあたる大字西富田字社具路696番地は、微高地になっていることから、本古代集落跡の西限を暗示している。

以上の点をまとめると、社具路遺跡北地点や薬師元屋舗遺跡及び薬師遺跡をもって、一つの古代集落として包括することのできる「西富田金鑄古代集落」は、東西約600m、南北約280mの微高地上に広がっているものと考察される。

ところで、上記の諸調査により判明した古代集落立地の範囲は、約106,374m²の面積を保有することになる。さらに、本古代集落の消長は和泉式期から国分式期まで継続している。これらの条件を前提に各地点において大規模な発掘調査が実施され、住居址の件数が確認されているものを抽出すると、社具路遺跡第2地点が発掘調査面積約3,750m²に対して73軒。社具路遺跡第3地点では発掘調査面積約921m²で16軒。薬師元屋舗遺跡第1地点では発掘調査面積約6,600m²（社具路第5地点も含む）について110軒を数えている。これらを総括すると、発掘調査面積約11,271m²に対して住居件数は119軒となる。想定される集落立地可能範囲の面積106,375m²をもとに、予測される住居址の件数を換算すると、1,877軒に達する。

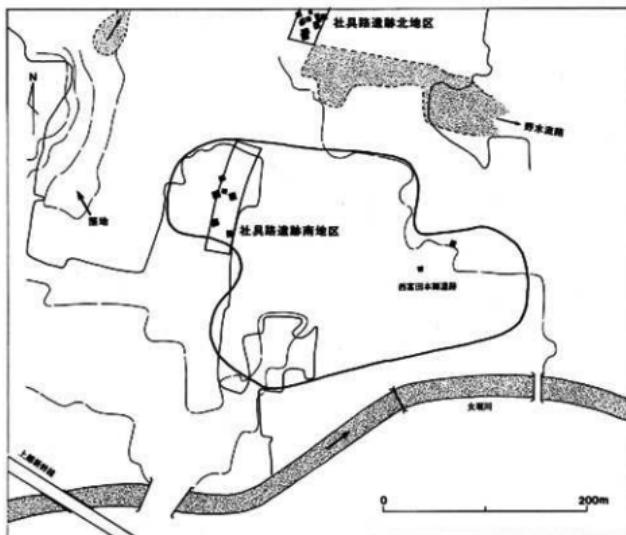
本古代集落跡の消長は土器型式を時期区分に用いると、和泉式が2期、鬼高式は11期、真間式では4期、そして国分式が9期の都合26期に少なくとも細分される。これをもとに1,877軒を1型式期における住居件数に換算すると、72軒の平均値がはじきだされる。

さらに、1型式期あたり72軒をもとに、1住居に平均5名が居住していたものと想定すると、1時期の平均的な人口は360人前後で一つのムラが構成されていた可能性を見出だすことができる。この推定される人口は、律令時代に大嶋郡仲里村における総人口367人とする記録と極めて類似する点で興味深い。ちなみに、同里には16戸で構成されている。このことは、真間、国分式ころの本古代集落が「里」単位程度の範囲であった可能性を示唆するものであろう。

2 社具路遺跡南地区と西富田本郷遺跡の範囲について

当初社具路遺跡と命名された範囲は南北に長い地域に設定された。この内古代集落に関連した遺構は、社具路遺跡第7地点で確認された東西に派生する微高地によって2分されることが判明している。この地形によって南北の各地区に分離されるものであるが、南地区は以下の条件下で、その範囲を限定できる。

すなわち、社具路遺跡の発掘調査前より、周辺では西富田本郷遺跡の存在が明確であった（本庄市1976）。同遺跡は一級河川女堀川の左岸に近接する地域に分布している。現在の西富田集落（字本郷）と重複しており、周辺はかつて水田が広がっていた。のことから、前述した北地区的古代集落が台地上の微高地上の立地するのに対して、本古代集落跡は同じ微高地でも女堀川によって形成された自然堤防



第13図 西富田本郷遺跡と社具路遺跡南地区の古代集落範囲

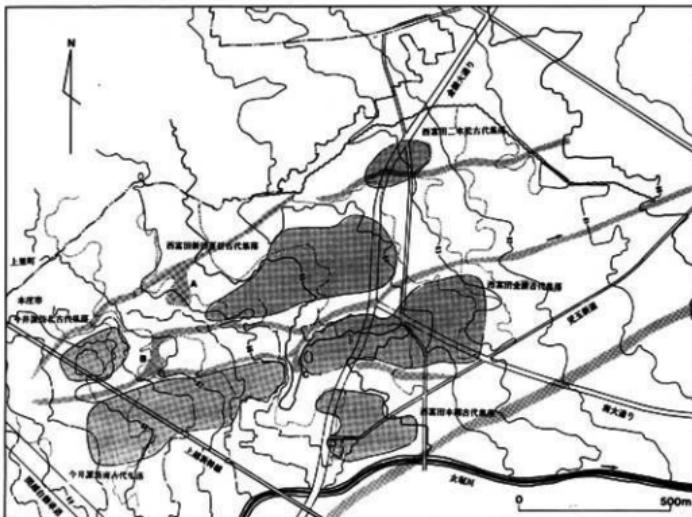
上に所在している可能性が示唆される。

本古代集落跡の範囲については、微高地の広がりをもとに類推するならば、東西約360m、南北約240mと推定され、面積は約58,018m²と考えられる。

この西富田本郷遺跡と社具路遺跡南地区は微高地の範囲を前提にするならば、両者は一連の遺跡と解される。集落跡としての消長については、西富田本郷遺跡において、S字口縁甕の台部が出土しており、社具路遺跡北地区（第1地点）においても五領式期の一括遺物が出土していることから、その上限を暗示している。

本地区で発掘調査された類例としては、社具路遺跡第1地点で約2,750m²の範囲内で9軒の住居址が検出されている。他に西富田本郷遺跡では2軒の住居址が確認されている。ただし、かっこたる発掘調査に基づくものではない。先に算出した集落立地が可能な地形の面積をもとに換算する方法を、ここにおいて導入すると、本地区の古代住居址は約190軒前後と予測される。

大字西富田周辺にかかる古代集落の実態は、そのすべてが範囲確認されたわけではないので、予測にすぎないが、古墳時代前期に社具路遺跡南地区を中心にして集落が建設され、古墳時代中期に入ると、より北側の社具路遺跡北地区や薬師元屋舎遺跡付近に移動し、さらに、人口が増加して、平安時代まで継続的にムラを形成していたものと推察される。そして、上述した方法でさらに周辺の古代集落を復原すると、第14図のように、さらに、大きな古代集落群を形成していることが判明する。これらの遺跡群の実態も未だ不明瞭ではあるが、今後の詳細な試掘調査等により、本庄の古代史の一端が解明されるものと期待される。



第14図 西富田周辺の古代集落群分布図

引用参考文献

- 小沢国平 1957 「本庄市二本松第三号住居址発掘調査報告」 本庄市教育委員会。
- 水島治平 1985 「久城堀・女堀・九郷用水堀」『本庄市史拾遺』 第20号 本庄市史編集室。
- 坂野和信 1988 「竈導入期の土器」『本庄市立歴史民俗資料館紀要』 第2号 本庄市立歴史民俗資料館。
- 本庄市 1976 「本庄市史」 資料編 本庄市史編集室。
- 本庄市 1985 「夏目遺跡発掘調査報告書」 本庄市埋蔵文化財調査報告書 第5集 第2分冊 本庄市教育委員会。
- 本庄市 1986 「本庄遺跡群発掘調査報告書」 本庄市埋蔵文化財調査報告 第8集 本庄市教育委員会。
- 本庄市 1987 「社具路遺跡発掘調査報告書」 本庄市埋蔵文化財調査報告書 第5集 第3分冊 本庄市教育委員会。
- 本庄市 1993 「南大通り線内遺跡発掘調査報告書」 本庄市埋蔵文化財調査報告書 第9集第3分冊 本庄市教育委員会。
- 本庄市遺跡調査会 1994 「本庄86号遺跡発掘調査報告書」 本庄市遺跡調査会報告 第3集 本庄市遺跡調査会。
- 本庄市遺跡調査会 1996 「社具路遺跡第9地点発掘調査報告書」 本庄市遺跡調査会報告 第5集 本庄市遺跡調査会。

おわりに

埋蔵文化財の発掘調査報告書が刊行されると、第一に調査担当者や研究者は、希少価値的な新発見や多量の情報へと自然に目をむける。しかし、試掘調査の結果、遺構や遺物が存在しないことが判明した報告も、遺跡の範囲や性格等を周知化する上で重要な作業である。

とかく、立ち会い調査や試掘調査の結果は、担当者や内部の資料となってしまいがちである。こうした積み重ねがすぎると、諸研究に大きな弊害をもたらすこととなる。

今回は、10数年にわたる市内の遺跡諸調査の内、埼玉県選定重要遺跡に指定されている西富田遺跡が所在する地域の成果を集約した。

個々の遺跡を包含する本庄台地は、一見して平坦な面を形成している。したがって、地形をもとに遺跡の範囲を推定することは困難かと思われた。しかし、詳細な試掘調査の増加や、微細地形の分析により、一つの遺跡の範囲をかなり限定できる要素が把握できるまでに至った。このことは、遺跡の周知化や、古代集落跡の分析を行う上で、貴重な資料を得る結果となった。

本報告書を執筆している現在、文化財保護係では大規模な公共開発事業に伴う発掘調査を2カ所で実施中であり、また、文化財保護係は埋蔵文化財のみをその業務としているわけではない。民俗文化財や有形文化財、あるいは各種啓発事業をかかえながら報告書作成を行っている。

こうした中で、埋蔵文化財の保存事業を行うことには限界があり、かつてやむをえず発掘調査を実施経緯があるものの、構造的に保存可能であるものは、極力発掘まで手をつけずに現状保存の方向で検討する時期にさしかかっている。

今回の報告書は、上記の趣旨を実行する上でも一つの指針を得る結果となった。今後も、発掘調査のみによって判明した資料のみならず、関連資料の公開を心掛けていきたい次第である。

1997年3月

増田 記

写真図版



1. 杜具路遺跡第9地点試掘調査状況



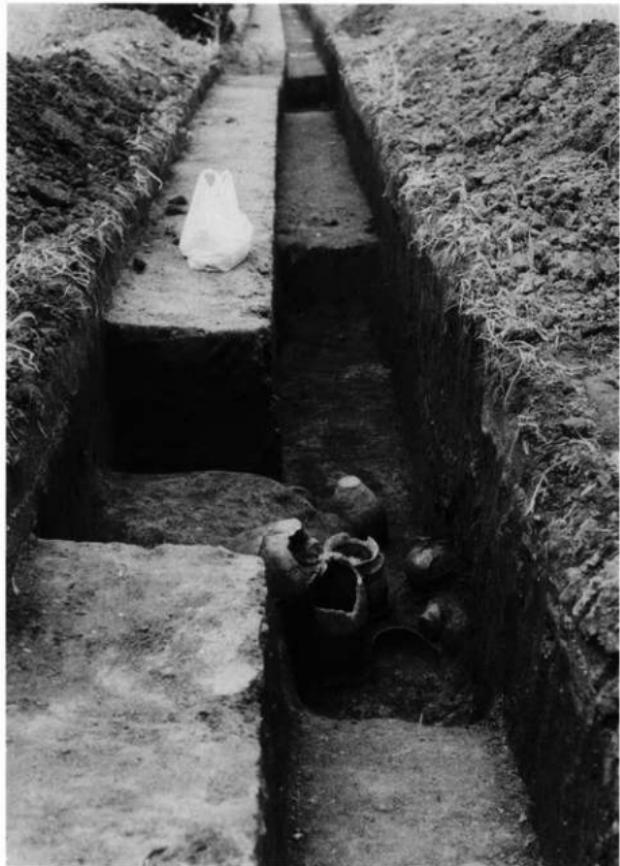
2. 杜具路遺跡第9地点試掘調査状況



1. 杜具路遺跡第10地点試掘調査状況



2. 杜具路遺跡第10地点試掘調査状況



1. 社具路遺跡第10地点試掘調査状況



2. 社具路遺跡第10地点試掘調査状況



1. 杜具路遺跡第12地点試掘調査状況



2. 杜具路遺跡第12地点試掘調査状況



1. 薬師元屋舗第3地点試掘調査状況



2. 薬師元屋舗第3地点試掘調査状況

市内遺跡発掘調査報告書～西富田地区編～

平成9年3月25日 印刷

平成9年3月31日 発行

発行 本庄市教育委員会

埼玉県本庄市本庄3-5-3

印刷 金井印刷工業株式会社

埼玉県本庄市銀座1-9-8

